

藤沢市立学校教員の懲戒処分について

1 藤沢市立中学校教員の懲戒処分について

(1) 職員

藤沢市立中学校 教諭(23歳 男性)

(2) 事案の概要

当該教諭は、平成26年2月22日(土)午後7時頃から、2月23日(日)午前0時頃までの間、鎌倉市内の2軒の飲食店等で飲食をし、その際、生ビールを中ジョッキで9杯、ワインをグラスで7杯飲んだ。

2月23日(日)午前1時50分頃、JR東日本大船駅西口通路において、すれ違った女性1名に、声をかけ、立ち去ろうとして、背中をむけた当該女性の左腕を左手でつかんで振り向かせ、両手で当該女性の両頬を押さえて、口に1回キスをした。

(3) 発覚の経緯

平成26年6月16日(月) 当該教諭は、強制わいせつの容疑で大船警察署の警察官に逮捕された
同日 教頭は、大船警察署からの電話で当該教諭逮捕の事実を確認し、発覚

(4) 事故後の状況

平成26年6月16日(月) 教頭は、市教育委員会に事故を報告
同日 その後、市教育委員会は、県教育委員会に事故の一報
同日 市教育委員会及び県教育委員会は、記者発表
7月4日(金) 当該教諭が釈放
同日以降 当該教諭は、自宅待機
7月10日(木) 市教育委員会は、当該教諭から事情聴取
7月22日(火) 市教育委員会は、県教育委員会に事故報告書を提出
同日 県教育委員会は、当該教諭等から事情聴取

(5) 処分の程度、理由

本人「停職6月」

人格形成上、極めて重要な時期にある生徒を指導する立場にある教員が、深夜、駅構内で、すれ違った女性に対し、無理矢理、口にキスをしたことは、教育公務員としての職の信用を著しく失墜させるものである。

根拠法規 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

2 藤沢市立小学校教員の懲戒処分について

(1) 職員

藤沢市立小学校 教諭 (28歳 男性)

(2) 事案の概要

当該教諭は、平成26年7月27日(日)午後9時45分頃から午後11時40分頃までの間、藤沢市内のカラオケ屋及び飲食店で、ハイボールをジョッキで2杯及び白ワインを飲み、平成26年7月28日(月)午前0時6分頃、飲食店から自宅までの帰路、自宅から約30mのところにある道路が一方通行路と知りながら、原動機付自転車で7～8m逆走し、同日午前0時7分頃、藤沢市内の道路で警察の職務質問を受けた際、呼気1リットル中に0.15ミリグラム以上のアルコールが検出され、酒気帯び運転及び通行禁止違反と認定された。

(3) 発覚の経緯・事故後の状況

平成26年7月28日(月)	午前0時55分頃、当該教諭は、警察より告知票を交付された
同日	午前8時30分頃、当該教諭は、教頭に事故を報告し発覚
同日	午後0時20分頃、校長は、市教育委員会に事故を報告
7月29日(火)	市教育委員会は、当該教諭から事情聴取
8月25日(月)	市教育委員会は、県教育委員会に事故報告書を提出
9月18日(木)	県教育委員会は、当該教諭等から事情聴取
10月15日(水)	横浜簡易裁判所で当該教諭に対し罰金20万円の略式命令

(4) 処分の程度、理由

本人 「停職6月」

生徒に対して交通安全教育を行い、交通法規を遵守するよう指導する立場にある教員が、酒気を帯びた状態で原動機付自転車を運転し、一方通行路を逆走したことは、教育公務員としてあってはならない行為であり、その職の信用を著しく失墜させるものである。

根拠法規 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号